

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要等について

1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号）等の制定により、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたこと等に伴い、福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号）の一部を改正するものです。

2 改正案の概要

- (1) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９５条の２第１項に規定する特定免許情報の記録の申請等を行う場所について規定することとします。（第２８条及び第３１条関係）
- (2) (1)の特定免許情報の記録の申請等については、当該申請書に申請用写真を添付することを要しないこととします。（第２８条の２関係）
- (3) 運転経歴証明書返納届及び運転経歴情報抹消届の様式について規定することとします。（第３１条、様式第５２号の２及び様式第５２号の３関係）
- (4) 道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第４３条第１項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受けようとする者は、更新時講習申出書等を公安委員会に提出することを要しないこととします。（第３３条の２の２関係）
- (5) その他所要の規定の整理をすることとします。（第２８条、第２８条の２、第３１条、様式目次、様式第３０号、様式第３１号、様式第３９号、様式第４１号、様式第４４号、様式第５１号、様式第５２号、様式第５３号及び様式第６１号関係）